

第 26 回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成 22 年 4 月 22 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

(2) 場 所 本庁舎 5 階 正庁

(3) 出席者

ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 岩淵敬 影山道幸 齋藤玲子 田崎由子 芳賀一英
藤田一巳

イ 県 側

総務部長、総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹
土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹 農林総務課主幹
入札用度課主幹兼副課長 警察本部会計課次席
県中地方振興局出納室長 南会津地方振興局出納室長 いわき地方振興局出納室長
県北建設事務所主幹兼企画管理部長 県中建設事務所主幹兼事業部長
南会津建設事務所企画管理部長 いわき建設事務所主幹兼事業部長
あぶくま高原自動車道建設事務所次長

(4) 次 第

ア 開会

イ あいさつ

ウ 事務局紹介

エ 議事

(ア) 報告事項

a 県発注工事等の入札等結果について(第 3 四半期分・平成 21 年度 2 月まで分)

b 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

c 見積設計単価等の公表について

d その他の報告事項について

(イ) 審議事項

a 抽出案件について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

オ 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから、第 26 回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

本日は年度当初の委員会でございますので、はじめに、村田総務部長からごあいさつを申し上げます。

【総務部長】

総務部長の村田でございます。4 月の人事異動によりまして生活環境部から赴任いたしました。大変お世話になりますので、よろしく願いいたします。

まず始めに、小川静子委員のご逝去に深く哀悼の意を表します。小川委員におかれましては、当委員会の前身である入札監視委員会から委員をお願いしておりまして、4 年間に渡って本県の入札制度改革に大きく貢献していただきました。御生前の御功労に感謝申し上げますとともに、心から御冥福をお祈りいたします。

改めまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年度初めの大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、県におきましては、より良い入札制度の構築に向けまして、条件付一般競争入札を柱とする入札制度を導入し、以後、様々な制度の改善を進めてまいったところでございます。

昨年は、当委員会の御議論等を踏まえまして、11 月には総合評価方式の評価基準の見直しを

行い、また、本年2月には最低制限価格等の引上げを実施したところであります。

今後とも、制度の検証を続けながら、入札制度の安定的な運用を図るとともに、より良い制度構築に引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様の忌憚のない御意見、御指導を賜りますよう心からお願い申し上げまして、冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

続きまして、このたび異動がありました事務局職員について御紹介いたします。

改めまして、総務部長村田文雄でございます。

総務部政策監長谷川哲也でございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

なお、総務部長につきましては、所用によりここで退席させていただきますので、御了承願います。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、議事について美馬委員長よろしくお願いいたします。

【美馬委員長】

それでは議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項が4件、審議事項が1件でございますが、これらについては公開で行うことにしてよろしゅうございますか。

(異議なし)

【美馬委員長】

それでは、公開で行いたいと思います。

最初に、報告事項のア「県発注工事等の入札等結果について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料1、資料1-1により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、質問等があればお願いします。いかがでしょうか。

入札参加者数が少し減少して、落札率が少し上がったということでございます。落札率が上がったという点については最低制限価格の引上げとは関係ありますか。

【入札監理課長】

最低制限価格の引上げにつきましては、2月以降に工事实施を決定した案件からでございますので、実際には3月頃に契約になるものが多く、今回は10月～12月までの入札結果ですので、すべて最低制限価格の引き上げ以前の工事が対象となっております。

【美馬委員長】

昨年度の2月にも改訂があったのではなかったのですか。

【入札監理課長】

平成20年です。

【美馬委員長】

そうでしたね。他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、2番目の報告事項イ「入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について」です。説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料2により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。入札参加資格制限の運用状況について、事故によるものが非常に多かったということでございます。現場での安全指示や業務の手順等については徹底していただきたいと思っております。何か質問ございますか。

【安齋委員】

工事関係者の事故についてですが、負傷の場合と死亡の場合があるのですが、措置に差はないのですか。

【入札監理課長】

例えば、3 か月未満の加療が必要な場合、3 か月以上の加療が必要な場合、あるいは死亡に至った場合とに分けて、それぞれ制限措置の期間には差がございます。また、県が発注した工事の場合と県以外の市町村等が発注した工事においても差を設けてあります。県発注工事よりも、県以外の発注工事の方が制限措置の期間は短めになっております関係で、脚立から落下して死亡したという案件については1 か月 2 週間となっておりますが、これは双葉町が発注した工事であることから、それほど長い期間にはなっていないということでございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。発注主体が違うということで、こういう結果になるということですか。他にいかがですか。よろしゅうございますか。

それでは、3 番目の報告事項ウ「見積設計単価等の公表について」です。これは安齋委員からの問題提起があったものかと思えます。説明をお願いします。

【技術管理課長】

(資料3により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。見積設計単価等については、従来の非公表から相当程度公表するように変更したということです。ただし、公表対象範囲については、見積提出者等に不利益を与えるおそれがあるということを前提にして、単独見積によるもの等につきましては従来どおり非公表とするという決定をしたということです。今回、公表については前向きに行ったということでございます。よろしゅうございますか。できるだけ公表するというところでございます。

【安齋委員】

前向きに対処していただいたことについては感謝します。ただ、このくらいの公表の程度でよろしいのでしょうか。そんなに大きな公表とも思えないのですが。相手方から非公表の条件で提出された単価を県が公表するわけにはいきませんので、理由はあるのかなという気はしますが。芳賀委員の方で御意見ございますか。

【芳賀委員】

ほとんど前と変わっていないのではないかとこの声も聞こえてきますが、具体的にどうということかということまでは言えないものですから、現段階で具体的に発言することは控えたいと思います。

【美馬委員長】

今後の課題が残るかもしれません。この案件についてはよろしゅうございますか。

それでは、報告事項エ「その他の報告事項について」説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料4により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この件につきましては、基本的には県当局の不備ということでございますが、それを受けて再発防止のための対応を考えているということでございます。このような不備が起らないように努力していただきたいと思えます。この件について質問等ございますか。

【安齋委員】

これは4月10日の新聞に載っていたものだと思いますが、まず最初の方のケースについてですけれども、いったん入札を取りやめて、その後いつ再入札したのでしょうか。

【入札監理課長】

その後の取扱いについては私どもの方で確認はしてございませんでしたが、当時の話では、再度内容も含めた上で改めて発注について準備をしていくということございました。

【安齋委員】

では、後で確認してください。

【入札監理課長】

はい。

【安齋委員】

それから、これはトップに依頼している事項ですので、トップが間違ってしまうと、こういうケースはチェックできないですね。例えば次長等がチェックする制度ではないですよね。こういうことがあると、これからも困るなという感じです。それから2つ目のケースですが、こちらについては、ちょっと分からないところがあるのですが、こちらの場合は懲戒処分や分限処分等があったのでしょうか。処分に相当する事例ではないかと思うのですが。

【入札監理課長】

現時点では決定しておりませんが、そういうことを含めて対応について検討しているところでございます。

【安齋委員】

やらないとおかしいですね。もう一つ質問ですが、直接受付分と県全体の受付簿とありますが、単純に受付簿一本ではできないのですか。

【入札用度課主幹兼副課長】

私の方から回答いたします。申請書の受付窓口は各地方振興局の出納室と私ども出納局入札用度課とになっておりまして、それぞれに受け付けることになっています。そして、出納室の方で受け付けたものは、出納室の方で審査をして入札用度課の方に送っていただくという流れになっております。他の出納室では受付簿を備えながら事務確認をしていましたが、今回、相双の出納室では受付簿というものを付けておりませんでしたので、今回の事案を受け、各出納室においても受付簿をきちんと整理し、更に出納局入札用度課においても県全体の受付簿をきちんと整理して受付状況を組織的に二重に把握して徹底を図るといような取組みをしたいと考えております。

【安齋委員】

そうしますと、今まで受付簿は制度化されていなかったということですか。受付簿を付けている出納室と付けていない出納室があったということは、制度としては定めていなかったということですか。

【入札用度課主幹兼副課長】

受付簿というものは、今まで制度の中で決めてはおりませんでした。ただ、受付状況の把握ということで、出納室によっては独自に付けていたところがありました。

【美馬委員長】

ということは、今まではなかったということですね。

【入札用度課主幹兼副課長】

はい。

【安齋委員】

それがおかしいですね。

【美馬委員長】

そういう面はありますね。

【安齋委員】

例えばケースは違いますが、金融機関の場合には、融資の申込みがありますと、申込受付簿を徹底的に書いています。そのため、受付簿を見ると、どういう企業から申込みがあったのか一覧できるようになっています。それと同じように、受付簿でフォローアップできるような形にしないと元々いけないわけで、事故があったから受付簿を作りましたではちょっと遅いですね。

【田崎委員】

単純に考えれば、統一したナンバーといったものでチェックしていればそんなに難しいものではないので、ぜひこれからはそういったチェックをしていただきたいと思います。

【美馬委員長】

はい。県全体できちんとした制度化をする必要があるんじゃないかという意見かと思います。検討願いたいと思います。

【安齋委員】

出納局の方にお願いますけども、この入札制度を作ったときに、土木部にあった入札手続き

を、チェックのために出納局に持ってきたのです。そういうことも含めて、出納局もきちんと我々の当初の目的どおりにきちんとやってください。

【齋藤委員】

各出納室というのは県内に何か所あるのでしょうか。それから、このような事案は今回が初めてだったのでしょうか。また、原因は単純に失念したということなんのでしょうか。以上の3点について説明願います。

【入札用度課主幹兼副課長】

各地方振興局に出納室がございますけども、県北地方振興局につきましては、私ども出納局の方でその事務を行っておりますので、出納室は6つということになります。それから、本庁に出納局があるということになります。次に、今回のような事案が今まであったのかということにつきましては、今回が初めての事案でございます。今回の原因につきましては、担当者の方で処理しなければならないと思いながらも放置してしまったということであると聞いております。

【齋藤委員】

ということは、うっかり忘れたということではなくて、やらなくてもいいと思っていたということですか。

【美馬委員長】

どうですか。要するに、単に忘れていたのかどうかという問題ですけど。

【入札用度課主幹兼副課長】

単に忘れていたということではなくて、そういった処理をしなければならないと思いながらも放置をしてしまったというように聞いております。

【美馬委員長】

それは、忙しかったということなんですか。単に忘れていたということなら分かるけれども、やらなければならないと思いながら約半年も放置していたということは、なんとなく合点がいかないように思うのですが。

【入札用度課主幹兼副課長】

本人の話としてはそのように聞いておりますが、今回私どもとしましては、受付の時点で担当者任せになってしまっていて、組織的に受付状況を確認できていなかったということが、もう一つの原因であるというように考えておまして、今回、再発防止策にお示ししたとおり、各地方振興局の出納室内においても管理職以上まできちんと受付状況を把握するということを徹底しながら、また、私ども入札用度課においても、受付時点から状況をきちんと把握して、再発防止を図っていきたいというように考えております。

【美馬委員長】

はい。齋藤委員よろしゅうございますか。

【齋藤委員】

はい。

【安齋委員】

齋藤委員の話と重なりますが、マスコミ報道を見ますと、各社によって表現が違うのですが、ある新聞には、48業者の書類を机の上の整理ボックスに入れたままにしていたと書いてあります。別な新聞には、はやく送ろうと思っていたが延び延びになってしまったと書いてあります。これらを見て、これは悪質だなと思いました。ですので、先ほど懲戒処分がありますよねというふうに聞いたのです。いずれにしても、この方の場合には分かっている放っておいたと。逆にいうと、机の上の整理ボックスに置いていたとすれば、管理職員は、机の上に書類がたまっているというようなことで、ある程度、見当が付くのではないかという気がしますが、分からなかったのですか。

【美馬委員長】

その辺については、どのようにとらえていますか。

【入札用度課主幹兼副課長】

私どもが聞いている範囲ですが、担当以外の職員の方は承知をしていなかったということのようです。把握していなかったということです。

【美馬委員長】

そういう意味では、制度的にそれがきちんと把握できるようにするということが、対応策の重要な点かなという気はいたします。もちろん本人の心構えの問題もありますけども、制度としては、そのようなことが起こらないようなシステムを作ることが大事だと思います。よろしゅうございますか。

それでは報告事項を終わりにして、審議事項に移りたいと思います。

審議事項のア「抽出案件について」です。まず、抽出された委員から抽出理由の説明をお願いしたいと思いますが、抽出委員のうち森岡委員については本日所用により欠席されておりますので、その部分については事務局から説明願います。

それでは、藤田委員、事務局の順番でお願いします。

【藤田委員】

それでは、抽出理由について申し上げます。案件番号 1 については、落札率が 80 %を切っているということと 3 者が評価値が同じでくじ引きになったということで選びました。案件番号 3 については、電子入札ということで選びました。82 %台の落札率で、入札額は 3 位だ加算点で良い点数を採っているものであります。案件番号 5 については、施工体制事前提出方式ということで選びました。これも入札額順位と評価値順位が逆転しているというようなこともございまして選びました。

【入札監理課主幹兼副課長】

抽出案件のうち、森岡委員の抽出されたものは、案件番号 1, 2, 4 の 3 件であります。

案件番号 1 については、今ほど藤田委員がおっしゃられましたとおり落札率が 80 %を切っているということ、それから入札参加者数が 10 者と多かったということです。案件番号 2 については、加算点が高い点数であったということ、くじ引きが実施されているということでございました。案件番号 4 については、予定価格が高額であるということと、第 1 順位の落札候補者がこの案件では失格しているが、同じ入札日である案件番号 2 の方では落札者となっているということがありまして、比較検討の意味で抽出されたというように聞いております。以上でございます。

【美馬委員長】

ありがとうございました。ただいまの抽出理由を含めまして、抽出案件について検討していただきたいと思います。それでは 1 番目、県北建設事務所の案件について説明願います。

【県北建設事務所】

(資料 5 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。

まず、この案件について質問をいただきたいと思います。意見につきましては、全部の報告が終わった後に一括して頂きます。それでは、この案件について質問がございましたらお願いします。いかがですか。

今回から新しい様式の資料になりましたので、資料の見方等につきましても質問がありましたらお願いします。

【安齋委員】

切削オーバーレイ工というのは、でこぼこになっている所を削るという工事なんですか。どういう工事か具体的に説明願います。

【県北建設事務所】

ただいま委員がおっしゃられましたように、舗装の表面にでこぼこがあったりひび割れがあったりした場合、今回ですと表面を 3cm から 4cm くらいを削りまして、その上に新たに舗装をかぶせる工事でございます。

【安齋委員】

資料 5 の 9 頁の学識者の記載欄のところに別添一覧表のとおりと記載があるが、その一覧表がないのですが、付け忘れたのですか。

【入札監理課長】

大変申し訳ございません。私どもの方で見落としがございまして、本来は、意見聴取をした委員の方の氏名等が通常ここに記載されるわけでございますが、会議方式でお集まりいただいて意見聴取した場合は、会議の出席者名簿を添付しております。私どものほうで、それを今回の資料

につける際に失念してしまいました。意見聴取をした大学の先生や国土交通省の専門の職員の方々の名簿を別添資料として添付するというようになっております。

【安齋委員】

学識経験者の人数は6人ですか。

【入札監理課長】

はい。全部で18名の委員がおられますが、3班体制で6人ずつ意見をお願いしております。その方々の名簿を添付するというごさいます。

【美馬委員長】

ほかに御質問いかがですか。よろしゅうございませか。

それでは続きまして、2番目の県中建設事務所の案件について説明してください。

【県中建設事務所】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について、質問等ございませか。よろしゅうございませか。

それでは、3番目のいわき建設事務所の案件について説明願います。

【いわき建設事務所】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件についての質問はございませか。

【田崎委員】

電子入札がこれから増えるかと思ひませが、どのような理由や条件でこの案件が電子入札になったのでしょうか。

【入札監理課長】

通常の入札書には押印をしていただくわけですが、電子入札につきましては、押印に代わるものとしたしまして、ICカードというもので認証を行うという仕組みになってございませので、入札に参加する方はICカードを用意して、インターネットに接続できるコンピュータにそのICカードを利用できる状態にした上で参加していただく必要がございませ。さらに、そのICカードを県の方に登録することが必要になります。そのような準備がある程度ありますので、準備が整って県に登録をされた方がどの程度いるのかということ踏まえて、福島県においては電子入札を暫時増やしていつているという状況でございませ、昨年度は工事と委託を合わせまして400件程度、今年度は工事と委託を合わせまして700件程度実施とじているところございませ。どういふものを電子入札にということですが、基本的にこいふ工事といふような基準は設けておりませ。ですので、それぞれに発注する1千万円以上の工事の中から抽出をしていただく電子入札を行っていただくようにしてございませ。

【美馬委員長】

今後の方向としては、電子入札を増やしていつ方向なのでしょうか。

【入札監理課長】

はい。入札参加の条件の進捗状況に合わせてながら増やしていつたいと考えてございませ。

【美馬委員長】

これは大手の企業でないと、なかなか対応できないものなのでしょうか。

【入札監理課長】

ICカードそのものが2万円くらい、ICカードを読み込むための装置が1万円くらいと思ひませるので、それほど大きな経費がかかるわけではありませないので、経費的な負担はないだろうと思ひませますが、いふゆるIT関係について得意不得意といふようなことはあるかと思ひませ。大きい会社ですと得意な社員がいつ、すぐにこいふ操作が可能といふことになろうかと思ひませが、小さい規模の会社で得意な社員がいつなかつたりすると、なかなか進んでいつかないといふ面もあるかと思ひませ。

【美馬委員長】

方向とすれば増やしていつこいふことのごさいます。多くの会社では入札の資料を作るときはコンピュータで作っているごさいますので、それを添付ファイルにして出せばいつこいふことにな

るのですかね。あとは認証をきちんと取ればいいと。

【入札監理課長】

確かにそのようにはなりませんけれども、例えば画面の操作等が、入札の関係の操作として、国及びかなりの数の都道府県で共通のシステムを使っておりますので、共通はしておりますけれども、正直申しまして、共通して使っている関係で、どちらかというとなかなか簡単な画面になっているわけではなくて、非常に難しいような画面表示がなされておりますので、そういった意味ではコンピュータに通常馴染みのない人は、とりつきにくい面はあると思います。

【美馬委員長】

そういう面で技術的に一定の制約はあります。しかし、方向とすればこれを進めていきたいということのようでございます。他に質問ございますか。

【齋藤委員】

参考までにお伺いしたいのですが、このICカードで認証を行うということでしたが、それは電子認証のことですか。その場合、認証局はどちらになるのですか。

【入札監理課長】

具体的な名前は今すぐには申し上げられないのですが、12ほど対応している認証局がございまして、12の中から選んでいただいてICカードを登録できるようになっております。

【齋藤委員】

特に個人認証ということではないわけですね。

【入札監理課長】

はい。

【齋藤委員】

そうすると、この電子入札システムというものは国のものですか。全国的に統一されているものですか。

【入札監理課長】

制度として統一されているものではございませんが、国土交通省を中心に開発した電子入札コアシステムという基幹となるシステムがございまして、国土交通省の外郭団体であったと思っておりますが、財団法人で管理をしております、そこからシステムを借り受けて使っているということでございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。他にいかがでしょうか。

それでは、ここで5分程休憩時間をとります。36分くらいから再開したいと思います。

《休憩》

【美馬委員長】

それでは再開します。

最初に先ほどの案件の再入札の件と学識経験者の資料の名簿の配布等について、事務局の方からお願いします。

【入札監理課長】

先ほど安齋委員から御質問がございました予定価格調書の不備により入札を取りやめた案件について、その後どういう対応をしているのかということでございますが、再度の入札につきまして、現在手続中ということございまして、まだ入札執行までには至っていないということでございます。それから、本日の抽出案件5件のうち、4件が総合評価の意見聴取の学識経験者の記載欄が別紙名簿のとおりとなっていましたので、その名簿について用意が整い次第、皆さまに配布をさせていただければと思っております。また、先ほど6名と申し上げましたが、今回の案件の意見聴取は全体会議で行いましたので、6名ではなく、もう少し多い人数で意見聴取を行ってございます。

【美馬委員長】

はい。それでは資料等を後で配布いただきたいと思います。次に、4番目のあぶくま高原自動車道建設事務所の案件について説明願います。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について、御質問があればいただきたいと思います。いかがですか。

【藤田委員】

失格基準の中の純工事費というのは、どういう内容なのでしょう。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

純工事費というのは、直接工事費という直接的に現場でかかる材料費や労務費といったものに、共通仮設費というものを加えたもので、現場でどうしても最低限かかるものを合計したものが純工事費となります。ちなみに、その他には現場管理費や一般管理費があります。

【藤田委員】

失格基準ということで、県の方で一定の割合等の基準があるわけですか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

はい。純工事費に関して、設計額に対する割合の基準を下回ったということです。

【美馬委員長】

はい。他に質問いかがですか。

【田崎委員】

失格基準の内容はお聞きして分かるのですが、割と大きな会社が該当したということで、これは単純ミスなのでしょう。あるいは難しいのですか。

【美馬委員長】

単純なミスなのか分かりますか。大雑把な話で結構です。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

純工事費の基準で該当したものであるということで、共通仮設費的なものが安く見積られていたというような傾向があったと思いますので、企業努力をして契約に結びつけたいということだったのだらうとは思いますが。

【美馬委員長】

そうですか。意図的なものがあるかもしれないということ。

【芳賀委員】

現在は予定価格も非公表でして、最低制限価格や調査基準価格をいかに正しく類推するかが落札できるかどうかの分かれ目なんですね。そのときに、類推した価格に少し誤差が生じてしまうと、今のように純工事費の比率を満足させないということで失格になってしまうところです。

【美馬委員長】

要するに、ぜひ契約したいので価格を下げてみたということが、おそらく原因であろうということですね。他に御質問いかがでしょうか。

【安齋委員】

芳賀委員のおっしゃることも分かるのですが、私は田崎委員と同じ意見でして、なぜ、このような規模の会社が失格になるのだらうと。むしろ、純工事費は規模が大きいと高くなるのではないかなと。それが失格基準に該当したわけですから、計算違いか何かがあるのかなと私は感じました。このような会社だと高い加算点を持っているわけで、あえてここまで入札額を下げなくても総合評価で逆転できることが分かっているのではないかと思います。それが失格となるということは、ちょっと分からないですね。

【美馬委員長】

調査したわけではないので分からない部分が多いとは思いますが、いろいろと考えられるけど、規模の大きい会社としてはめずらしいことだというような印象はあります。他に質問ございますか。

【安齋委員】

完成が平成 22 年 10 月 22 日となっていますが、2 年度にまたがる工事ということですね。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

2 年度にまたがります。これは 9 月補正で予算化した工事として、2 年にまたがっております。

【美馬委員長】

はい、2 年にまたがる工事だということでございます。それでは 5 番目、南会津建設事務所の

案件について説明願います。

【南会津建設事務所】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について質問がございましたらお願いします。

【藤田委員】

施工体制事前提出方式は、どの程度採用されているのですか。

【入札監理課長】

この施工体制事前提出方式は、オープンブック方式という言い方もしているものですが、現時点では県そして受注者側の体制の状況を勘案しながら執行をしております、年間数10件程度を対象にしております、下請の状況を確認する制度ですので、下請が多くなるであろう金額の大きい工事を中心に対象としております。

【岩渕委員】

この案件では一番入札額が高い企業が落札しているのですが、この点について県としてはどのような評価をしているのですか。

【入札監理課長】

確かに入札額が一番高い企業が落札しておりますが、県ではダンピング防止のためにいわゆる足切り方式を採用しております、この案件では入札参加者5者すべてがいわゆる足切りに該当しておりますので、かなり競争が激しい中での水準だったということだと考えております。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。すべてが足切りの水準での応札だったということで、入札額が一番高かったけれども、問題とは考えていないということかと思えます。他に御質問ございますか。

質問等は、これでよろしゅうございますか。

それでは、抽出案件に関する意見交換に移りたいと思えます。5件すべてについて意見を伺いたいと思えます。意見ございますか。

【芳賀委員】

総合評価方式の場合、今現在、評価基準価格周辺での競争ということになっていきますので、結果的に持ち点の高いところしか落札できないということで、入札以前から落札業者が決まるような感じに見てとれるんですね。例えば、ちょっと乱暴な言い方になりますが、案件番号4番の抽出案件を見ますと、持ち点の良いところだけが手を挙げています。加算点は31.5点が最高点で、31.5点となるためには21.5点を持っていて施工計画適切性で10点を取ると。そうすると同価格で応札されれば、持ち点の良いところに必然的に決まってしまうというようなことが一つ感じられます。それからもう一つですが、案件番号1番の抽出案件で見ますと、これは特別簡易型で加算点の勝負で順位が決まっている。場所的なこと等で持ち点というものが決まって、決まった点数で同じくらいで入札していれば、くじになることが決まっている。前にも話が出ているとおり、応札者が少ないというようなことも、手を挙げる方の顔ぶれで決まっているのではないのかなというような感じもしないわけではないですね。つまり、正当な競争性が働いているのかなということ、ちょっと疑問に思うところもあります。地域的なものによっては、持ち点、加算点というものをとらない、いわゆる減点法というものは現在の制度ではないわけですが、地域にということで、あるいは施工的なものでも良いので、減点的なものであってもいいのではないのでしょうか。それから、評価方法も文章を一つだけ書かせるということではなくて、いくつものものを発注者側で設定し、それを評価するような方法というのものもあっていいのかなということも感じます。特に案件番号1番の舗装工事の場合ですと、工事箇所は福島市内ですが、市外の業者さんがお取りになっているわけです。これも持ち点がちょっと高いかなというだけで、地元の業者さんがアウトになってしまうというところがあるので、そういう意味で、ある種の減点方法あるいは評価方法等というものを、もっと細部にわたる記入式でも良いので、なにか評価について考えていったら逆転ということもありうるのだろうなど。決まった加算点で取れるというシステムではおかしいのではないかというように思います。

【美馬委員長】

総合評価方式をとった意義は、価格勝負ではないですよということが大前提であり、加算点が

効いてくるということが総合評価方式の特徴でして、価格勝負だけでしたら総合評価方式自体が成り立たないということだと思います。それで、総合評価方式に何を加算しますかという内容については、状況に応じて見直しをするというような形にはなっております。芳賀委員のおっしゃりたいことはどのようなことでしょうか。

【芳賀委員】

抽出番号 1 番の話でいきますと、舗装工事ということで、応札価格を御覧になっていただくと分かると思いますが、資料 5 の 6 頁でいきますと、応札価格は多田建設株式会社が 12,570,000 円、それから菅野建設工業株式会社が 12,500,000 円などとずっと記載されています。そういった中で考えてみたときに、遠い業者の方が経費がかからないで済むのかといったことや、それから地域的なことを考えて見た場合に、加算点さえ持っていればというようなことになると、地域の人たちで経済的にやっていけなくなる者も出てくるのではないですかという意味ですね。

【美馬委員長】

それは総合評価の問題としては地域に関する評価を重い評価にしますかという問題でして、総合評価方式だけの問題ではないですね。

【芳賀委員】

総合評価のあり方の中でも、例えば、この工事箇所が福島市山口ということを考えて見た場合に、二本松土木事務所管内の業者さんの持ち点が、福島市内の業者さんの持ち点よりも良いということにどうしても理解できない部分があるのです。

【美馬委員長】

ということは区域をもっと細かくして、工事箇所に近ければ近いほど評価をとということですか。

【芳賀委員】

例えば市町村等というようなことで考えても良いのではないかなというような気はします。

【美馬委員長】

それも一つの意見ですね。総合評価の加点で地域性をもっと重視するかどうか、個別の評価項目をどのようにするのかということについては、当委員会とは別に、総合評価方式を検討する委員会がありますので、そこで決定する案件にはなっております。ただ、当委員会でこのような意見があったということを伝えていただきたいという要望があれば、伝えていくことになると思います。

【芳賀委員】

点数が良ければそししか受注できないというようなことにちょっと疑問を感じるものですから。総合評価というのはそういうものなんだということになれば、結局、応札者が多い少ないの問題ではなくなりますよね。極端な言い方をすれば、1 番持ち点の良いところが評価基準価格を推測して、そこに札を入れれば取れるという差入れ制度だともとれるのです。いかがでしょうか。

【美馬委員長】

そういう問題もないことはないですね。価格の勝負も基本的にはあるのですが、すべて同じような金額で応札されたときは、基本的には加算点に重きをもって決められるということですので、みんなが一定の低い価格で応札してきたときには加算点のあるところが落札するということが、総合評価方式の基本になっている。そこを動かすとなると、新しい入札制度を検討すべきという問題になりますね。現在そういう傾向も少々あるということで、去年も総合評価方式の評価点について、一定の改正をしたということではございます。

【芳賀委員】

前にも問題となりました応札者が少なくなっているというようなことをですね、先ほどの説明にもございましたけれども、年度後半になって手持ち工事が多いから応札者も少ないというような考え方ということが基本的にあるのかどうかと考えてみた場合、想定ですが、福島県の入札参加の有資格者数というのは 2,000 者くらいではないかなと思うと、そして県の発注する工事は年間いくつあるんだといった場合に、昔のように 6,000 件とか 7,000 件という数字ではないのですね。どう考えても、手持ち工事があるから応札者が少ないんだということにはならないのではないかなと思ってますので、制度そのものに問題があるような気がします。

【美馬委員長】

芳賀委員の御意見では、要するに応札者が少ないのは、加算点が無いから最初から諦めている

人が多いのではないかと。これが、入札参加者が少ない理由にもなっているという意向ですね。こういう問題もあるということかと思えます。今後の課題として、総合入札方式の加算点のあり方をどうしていくのか、そのところで解決する問題なのか、それとも総合評価入札方式の根本的欠陥なのか、その辺は今後の検討課題かもしれません。他に意見はございますか。

【安齋委員】

一つは加算点ですね。特別簡易型の場合もともと配点が多くないので、そんなにばらつきがないんですね。簡易型の場合には、まだかなりばらつきますけれども。簡易型については、施工計画適切性の配点が高すぎるのではないのかなと私は感じています

それから、地域割の件ですが、想定されたのは宮城県や長野県のことだと思うのですが、宮城県や長野県では、福島県よりかなり細かく地域ごとに分けて対応しています。そのことについては、前にもこの委員会で検討したのですが、福島県の場合はそこまでやらなくていいだろうという結論になってますので、今のところはまだそこまで議論になっていないですね。土木事務所単位に分ければもう少し細かくなりますが、検討したことはあるのだけど、そこまではまだ。というのは、30者、50者という大前提がありますので、それとの整合性を図りながらどうするか。もし、地域割を見直すのであれば、30者、50者を、例えば20者、30者くらいに引き下げるほかないかなという感じはしています。

また、配点の関係については、要望があるのであれば、具体的にどの点をどうすべきなのか、一般論ではなくて具体的に申し入れないと検討できないのではないかと思います。

【美馬委員長】

はい。簡易型と特別簡易型とでは加算点の影響度合いがちょっと違うと。地域要件については、今後の検討課題の一つかもしれないということかもしれません。議事にとどめて、今後の総合評価方式の配点あるいは加算の問題として、今後そういう意見が出たことを踏まえて検討していきたいというふうに思います。他にいかがですか。意見交換しておきたいことがございましたらお願いします。

私も総合評価方式が完璧であるとは思いません。これには、いろいろな経緯があって、ベターな方法を探しているということですので、絶えず改良は必要だというふうに考えております。ですから、先ほどお話ししましたように、地域要件についても、もっと細かい方が良いという意見もあるかもしれないし、今の形で十分だという意見もあるかもしれない。今後の課題かもしれません。他にいかがですか。

【齋藤委員】

単純な質問ですが、6頁の入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書というのは、どのような意味なのですか。

【入札監理課長】

見積と申しますのは、随意契約の際に、例えば見積書を何者かから提出をいただいて、その見積書の中で契約をしますよというようなやり方をする場合もございますので、入札の場合と違いますのは、随意契約というのは必ずしも法律に則ってその最低価格の人と契約をしなければならないということではなくて、随意に交渉なりの中で契約することも可能だというような方法で、その場合に提出していただくのが見積書ということでございます。この調書は、入札を執行した場合、あるいは、見積書を数者から提出していただいて比較をさせていただくという場合に、参加された企業の名前と金額を一覧にして整理して最終的には公表するための資料として作っているということでございます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。他に意見ございますか。

それでは、抽出案件につきましてはこれで終了したいと思います。それでは、各委員の意見交換に移ります。委員の皆さんから何かございますか。

【藤田委員】

その他の事項といたしまして、委員の皆様へ、平成21年度に実施した建設工事コスト調査の報告書を配付しております。これは、平成20年度に福島県が発注された土木、建築等の工事の中から抽出した各工事ごとの採算性について調査した結果をまとめたものです。報告書の最後の頁を見ていただきますと、全体概要として、入札方式別、地域別、工事種別、金額別の調査結果

を載せてあります。この表の右側の方を見ていただきますと、平均落札率、粗利益率、営業利益率の調査結果が示されております。ここで粗利益率の項を見ますと、ほとんどが5%に達していないというような状況になっておりますが、入札方式別で見ると、良いのは随意契約が落札率91.7%ということで粗利益率が12.3%確保されて、営業利益率で約4%確保できております。しかし、その他については、みんな赤字というような状況でございます。地域別に見ても赤字で、工事種別では舗装工事が1.4%ということで黒字になっておりますが、その他はすべて赤字となっており、金額別でもすべて赤字で、特に1千万円未満については10%に近い赤字という結果が出ております。この調査は、平成20年度の内容ですが、県の土木部と農林水産部が発注した2,248件の中から建設業協会の会員企業を対象として無作為に230件を抽出いたしまして、回収できたのは155件でした。この調査は実施して3年目になります。以前は黒字の状況の報告書もあるのですが、今回の調査結果が一番厳しい状況ではないかと思っております。この後、平成21年度につきましても調査を予定しておりますが、その調査結果は今回のものよりかなり変わった結果が出てくるのではないかと思っております。

【美馬委員長】

はい。藤田委員が行いました中小企業診断協会による調査で、建設業協会の会員企業の経営実態がこのようになってきているということで、皆さんにもこういう実態をお知りおき願いたいということでございます。全体としては、営業利益率段階でマイナス3.3%、この他に企業としましては財務的な営業外の費用等が入りますと、当期純利益では相当赤字が増えてくるのではないかというふうに思います。こういう実態になっているということです。建設業界全体が、非常に経営的に厳しい状態となっているということがうかがえるということでございます。何かご質問ございますか。

他に意見交換しておきたいことはございますか。

【安齋委員】

もし分かったら教えてください。資料1の15頁、119番の橋梁工事なのですが、これは県外の業者が請けていますが、県内の業者を含めてオールジャパンで入札した結果、県外企業が落札したということですね。

【入札監理課長】

橋梁工事につきましては、県内企業で競争を確保するだけの数がいらっしゃいませんので、すべて全国、いわゆるオールジャパンで競争していただくことになっております。

【美馬委員長】

入札者数を確保するために、このように地域を広げるということのようです。他になにかございますか。

【藤田委員】

建設工事については、いろいろ低入札の事例が発表されておりますが、昨年11月末の中央紙の中で、国交省地方整備局の入札差額について記事がありまして、入札差額の処理については特に規定がなく担当者ベースで対応しているとのことでありました。東北地方整備局の場合ですと、現場状況の変更に伴う工事の増額に充当しているとか、北陸地方整備局ですと、契約変更とか事業計画の範囲内での工事等に充当しているというような記事になっております。国全体として、5年間で5,660億円あったというような記事でした。当然、福島県も入札差額が出ていることと思いますが、その辺の取扱いについて、お伺いしたいのですが。

【美馬委員長】

情報として、低入札で入札した場合の当初予算との差額をどういうふうに扱っているんですかという質問でございます。

【建設産業室長】

いわゆる入札差金についての取扱いの規定があるのかということかと思っております。それにつきましては、土木部長名で平成21年5月1日付けで平成21年度事業執行に伴う入札差金の取扱いについてという通知が出ております。その内容につきましては、事業執行により生じた入札差金、いわゆる請け差については、予算の効率的な執行、整備促進等真に必要な事業箇所への再配分、条件変更に基づく適切な設計変更への充当などの観点から、その処理については本庁各主務課と出先機関とで十分協議の上で執行することという文書が出ております。我々は、それに基づきま

して適切な執行に努めているところでございます。

【美馬委員長】

それは、差金が出た場合には、要するに、戻してもう一回再検討するということも含まれているのですか。

【建設産業室長】

そのとおりでございますが、すべてではございませんが、出先機関と本庁主務課との協議の上、改めて使うもの、それから一度県庁に戻してから再配分をするものということで執行しております。

【美馬委員長】

はい。そういうことになっているようでございます。他になにかございますか。よろしゅうございますか。それでは事務局の方、何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【美馬委員長】

はい。次回の抽出案件のテーマとして何をやるかということと、対象期間と抽出チームを選ぶということです。まず、抽出案件についてですが、委員の方、何かご提案がございますか。

では、事務局の方、何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

総合評価方式で、加算によって価格逆転が生じた案件ということではいかがでしょうか。

【美馬委員長】

はい。事務局の方から、総合評価方式で加算点による逆転があった案件について、もう少し詳しく調べてみたらどうかという提案ですが、期間は平成 22 年の 1 月から 3 月までの第 4 四半期ということで、抽出チームにつきましては順番からいきますと、私と安齋委員ということになっておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、抽出案件としては総合評価方式、特に加算点による逆転の問題について案件を選びたい、期日とすれば、平成 22 年 1 月から平成 22 年 3 月分、抽出チームは私と安齋委員ということにしたいと思えます。事務局から他に何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会等の日程調整のため、皆さまのお手元に日程確認表を配布いたしました。お手数でございますが、4 月 28 日（水）頃までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

【美馬委員長】

はい、ありがとうございました。委員の皆さんよろしく申し上げます。本日の議事については、これで無事終了いたしました。どうもありがとうございました。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、第 26 回福島県入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。